

平成19年5月15日

各 位

会社名 NEC ネットエスアイ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 山本 正彦
 (コード番号1973 東証第一部)
 問合せ先 企画部長 水谷 勝恒
 電 話 03-5463-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成19年6月26日開催予定の第75期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由
 - (1) 執行役員制度による業務執行体制の定着に伴い、役付取締役、相談役等の取締役の役職に関する規定を削除するものであります。
 - (2) 上記条文の削除に伴い、現行定款の条数を順次繰り上げるとともにその他一部字句の変更を行うものであります。

2. 変更の内容
 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招 集)	(招 集)
第13条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。	第13条 (現行どおり)
2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて取締役会長がこれを招集する。取締役会長が欠員であるか又は事故があるときは、社長がこれを招集し、社長に事故があるときは、他の代表取締役がこれを招集する。	2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて、 <u>取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</u>
第14条 (略)	第14条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>取締役会長がこれに当る。取締役会長が欠員であるか又は事故があるときは、社長がこれに当り、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>2. 取締役会は、その決議により取締役会長1名、社長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第23条 () (略)</p> <p>第26条</p> <p>(相談役)</p> <p>第27条 <u>取締役会の決議により、相談役を若干名置くことができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条 () (略)</p> <p>第34条</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第35条 () (略)</p> <p>第38条</p>	<p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>取締役会で定めた代表取締役がこれに当り、当該代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第23条 () (現行どおり)</p> <p>第26条</p> <p>(削 除)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第27条 () (現行どおり)</p> <p>第33条</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第34条 () (現行どおり)</p> <p>第37条</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成19年6月26日(火曜日)

定款変更の効力発生日

平成19年6月26日(火曜日)

以 上